

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正

○宮城県商品流通調査の実施

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

者)

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

○保安林の指定

○道路の供用開始

○都市計画変更案の縦覧

議 会

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

正する訓令

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

○宮城県告示第八百四十一号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、令和三年十一月三十日から施行する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県土地開発公社」の次に「公益財団法人宮城県スポーツ協会」を加える。

○宮城県告示第八百四十二号

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号)第二条第二項に規定する県基幹統計調査として、令和二年宮城県商品流通調査を次のとおり実施する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的

令和二年宮城県産業連関表作成のための基礎資料として、県内製造業の地域間における交易状況を把握することを目的とする。

二 調査範囲

県内において、日本標準産業分類の大分類E(製造業)(細分類二二三生コンクリート製造業を除く。)に該当し、次に掲げる商品流通調査品目を生産している事業所のうち、三に掲げる方法により選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

1 食料品

2 繊維

3 木材・木製品

4 家具・装備品

5 パルプ・紙・紙加工品

- 6 印刷・同関連業
 - 7 化学製品
 - 8 石油製品・石炭製品
 - 9 プラスチック製品
 - 10 ゴム製品
 - 11 なめし革・同製品・毛皮製品
 - 12 窯業・土石製品
 - 13 鉄鋼
 - 14 非鉄金属
 - 15 金属製品
 - 16 はん用機械器具
 - 17 生産用機械器具
 - 18 業務用機械器具
 - 19 電子部品・デバイス・電子回路
 - 20 電気機械器具
 - 21 情報通信機械器具
 - 22 輸送機械
 - 23 その他の製造品
- 三 事業所の選定方法
- 1 工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の調査票情報を統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項第一号の規定により提供を受けたのち、令和二年宮城県商品流通調査母集団名簿（以下「母集団名簿」という。）を作成する。
 - 2 母集団名簿の調査品目別に出荷額又は生産額の大きい順に抽出した七百七十九事業所を選定する。
- 四 実施期日
- 令和三年十二月十三日から令和四年一月三十一日まで
- 五 調査事項
- 1 自工場生産額
 - 2 自工場生産額のうち自工場消費額
 - 3 自工場生産額のうち輸出出荷額
 - 4 自工場生産額のうち国内出荷額及び消費地別構成比

六 調査方法

対象事業所の管理責任者が宮城県企画部統計課のホームページより電子データの調査票をダウンロードした上で、自計申告する方法により行う。

七 調査票の提出

- 1 提出方法
 - みやぎ電子申請サービスにより提出すること。
- 2 提出先
 - <https://www.shinsai-jg-front.jp/miyagi2/ukeisuke/form.do?acs=r2syounhinryutu>

3 提出期限 令和四年一月三十一日（月）

○宮城県告示第八百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十二加入区	平成十九年宮城県告示第百三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち小乗浜の区域	令和三年十一月十六日	牡鹿郡女川町鷺神一丁目十四番地の一 木村 俊裕 牡鹿郡女川町鷺神浜字 荒立九十六、五 伊藤 和幸	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	三人

○宮城県告示第八百四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を令和三年十一月三十日から令和三年十二月十四日まで縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 宮城県松島町磯崎字磯崎百二十二 赤間 庄三 宮城県松島町磯崎字磯崎百の三十 高橋 征信	加入区 松島町加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合 松島支所	縦 覧 場 所 宮城県松島町高城字 浜三十八の五
---------	--	---------------	--	--------------------------------

○宮城県告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
本吉郡南三陸町戸倉字近東一六の二、一九の二
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市若柳字川南川原九九番地先から 同市若柳字川南川原前一四〇番一地先まで	令和三年 十一月三十日

○宮城県告示第八百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
石巻広域都市計画道路
- 二 都市計画の変更の種別及び名称
 - 1 変更
 - 三・三・三十三号 曾波神沢田線
 - 三・六・四十二号 稲井浦宿線
 - 三・四・二百二号 女川海岸線
 - 三・五・二百三号 浦宿女川線
 - 2 廃止
 - 三・四・二百一号 旭が丘万石浦線
- 三 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 変更

(一) 追加しようとする土地の区域

石巻市 真野字東谷地、同字新丸森、同字平形四番、沢田字新平形、同字新八幡下、同字八幡下一番、同字台、同字金山、同字折立山、同字折立入山、同字大蛇峯、同字前山及び沼津字拾枚山の各一部

女川町 浦宿浜字篠浜山、同字安住、同字天王、同字供養、同字寄木、同字三郎浜、同字崎、同字浦宿、同字浜田、同字原、同字小屋ノ口、同字十二神及び旭が丘二丁目の各一部

(二) 廃止しようとする土地の区域

石巻市 真野字東谷地、同字新丸森、同字平形四番、沢田字新平形、同字磯田一番、同字台、同字金山、同字日影山、同字折立入、同字折立山、同字折立、同字折立入山、同字行兼山、同字志の畑及び同字前山の各一部

女川町 浦宿浜字小屋ノ口及び同字十二神の各一部

2 廃止

廃止しようとする土地の区域

女川町 浦宿浜字浦宿、同字浜田、同字原、同字小屋ノ口、同字十二神及び旭が丘一丁目の各一部

四 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）及び女川町役場（建設課）

五 縦覧期間

令和三年十一月三十日から令和三年十二月十四日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

議 会

○宮城県議会訓令第第六号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令第第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「様式第十一号の五」を「様式第十一号の六」に改める。
様式第十一号の五を次のように改める。

様式第十一号の5 (第6条関係)

政務活動実績報告書
【海外視察調査報告書】

年 月 日

会派名
議員名

記

1 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
2 視 察 地	
3 構 成 議 員	
4 調 査 目 的	
5 調 査 結 果 及 び 県 政 へ の 反 映 方 策	

様式第十一号の五の次に次の一様式を加える。

様式第11号の6 (第6条関係)
政務活動実績報告書 (政務活動記録簿) 【海外視察用】

会 派 名		経 費		
参加議員名				
活動日	目的地	所要時間 又は 時間帯	視察先・ 相手方等	主な活動内容
	都市名 場所 (会場等)			
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
経費の内訳				
支出項目				
交通費 (国内)	※支払証明書による ※領収書により計 上する経費	政務活動費充当額	移動距離 km	内訳 実費・旅費規程
交通費 (国外)				
宿泊費				
通訳費				
傷害保険料				
合計				

附 則

この訓令は、令和三年十二月一日から施行する。